



市政記者クラブ加盟社 各位

## 宿泊税の導入に係る総務大臣同意について

宿泊税の導入に向けて、令和7年12月25日付けで総務大臣へ協議を申し入れていましたが、令和8年3月27日付けで、別添のとおり、総務大臣の同意が得られました。

これに伴い、宿泊税の課税開始日を、令和8年10月1日と定めましたので、併せてお知らせします。

### 記

- 1 総務大臣の同意日  
令和8年3月27日（金）
- 2 宿泊税の課税開始日  
令和8年10月1日（木）

#### 【問い合わせ先】

財政部市民税課

課長 相馬 英洋（そうま ひでひろ）

TEL：019-626-7504

令和8年3月27日

## 岩手県盛岡市「宿泊税」の新設

岩手県盛岡市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される盛岡市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	岩手県盛岡市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	盛岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき 200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.6億円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約1,500万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年12月22日 盛岡市議会にて条例案可決
- ・令和7年12月25日 総務大臣協議
- ・令和8年3月27日 総務大臣同意
- ・令和8年10月1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。